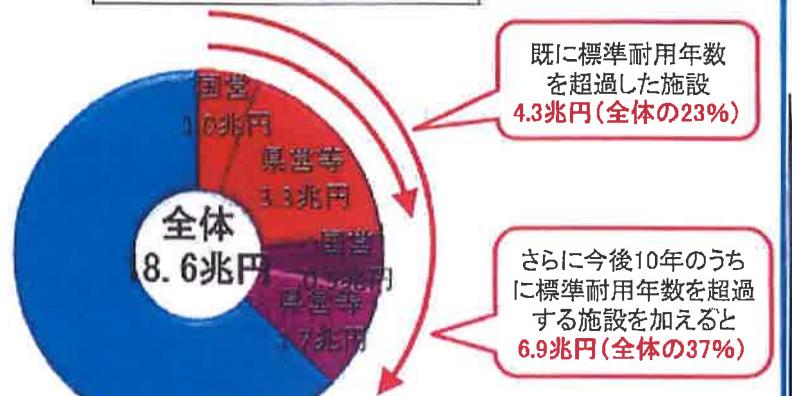


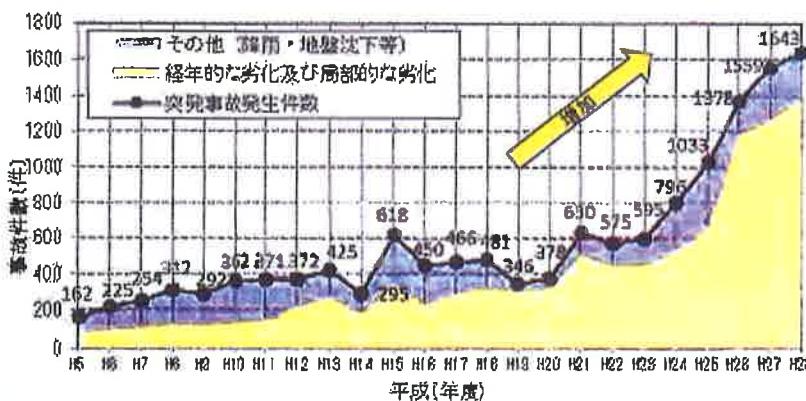
1. 土地改良施設突発事故復旧事業の概要

- 基幹的農業水利施設の約4割が今後10年間で標準耐用年数を超過するなど、土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプラインの破裂といった突発事故が年々増加。
- このため、突発事故被害の迅速かつ機動的な復旧ができるよう、土地改良法の改正により災害復旧と同様の仕組みを導入し、被害の拡大を防ぎ、早期の営農再開を支援。

基幹的農業水利施設の老朽化状況(H27.3)



農業水利施設の突発事故発生状況



1. 事業内容

突発事故により機能が喪失・低下した土地改良施設における、機能を回復させるための工事を実施。

- (1)現地仮復旧（安全確保や被害の拡大防止、暫定的な機能確保が必要な場合）
- (2)機能回復を行う復旧工事

2. 事業主体・対象施設・補助率

- ・国(国営造成施設に限る) …… 2／3等
- ・都道府県 …… 1／2等
- ・市町村、土地改良区等 …… 1／2等
- (農家負担なしとなるのは、補助残分を地方公共団体が負担する場合となります)

3. 採択要件

突発事故のうち、以下の要件をすべて満たす施設で生じた事故であること。

- ・機能保全計画等を策定・活用していること
- ・末端支配面積
(直轄)100ha以上
(補助) 20ha以上(中山間地域等は10ha以上)
- ・復旧事業費
(直轄)2,000万円以上又は高度な技術的配慮を要すること
(補助) 200万円以上

等

4. 事業の流れ

